

令和5年4月28日

保護者様

新座市立小・中学校校長会

学校感染症における登校届の取扱いについて

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新座市立各小・中学校では、これまでお子様が学校感染症に罹患し、出席停止となった際には、登校を再開するにあたり、登校届を提出していただいております。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症における学校の対応に鑑みて、全ての学校感染症による出席停止について、登校する際の登校届の提出を求めないこととしました。

保護者の皆様におかれましては、裏面の「学校感染症と出席停止の基準」を参考にさせていただくとともに、医師の診断に基づいて登校を再開するようお願いいたします。

なお、学校感染症に罹患した際には、速やかに学校へ連絡いただくよう併せてお願いいたします。

【学校感染症と出席停止の基準】

感染症	出席停止の基準
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日が経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日が経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状態が良ければ登校可能
ウイルス性肝炎A型・E型	肝機能正常化後、登校可能
ウイルス性肝炎B型・C型	出席停止不要
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）

※ 新型コロナウイルス感染症の出席停止は、後日、国の基準が示される予定です。